

平成 26 年 11 月 19 日

東紀州くろしお学園おわせ分校 いじめ防止対策基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、一定の人的関係のある児童生徒等に対して、心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)で、当該児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止対策に関する基本的な考え方

「いじめはどの学校でも起こりうる」という認識をすべての教職員・保護者が持ち、いじめの未然防止・早期発見・対処のため、以下のように基本理念を定める。

- (1) 教育活動全体を通じて、児童生徒の豊かな情操や道徳心を養う。
- (2) 自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりをする。
- (3) 児童生徒のささいな変化や兆候を感じ、積極的にいじめを認知するように努める。
- (4) 総合的かつ効果的にいじめに対応できるように関係機関との連携に努める。

3 いじめ防止のための組織と役割

(1) いじめ防止委員会

校長、教頭、事務主幹、学部主事、生活支援部主任、人権教育推進担当者、養護教諭

※事案に応じて、当該学級担任、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家に参加をしてもらう。

(2) いじめ防止委員会の役割

ア いじめ防止対策基本方針に基づいて年間計画の作成・実行・検証・修正をする。(別紙1)

イ いじめの相談・通報の窓口となる。

ウ いじめに係る情報の収集と共有、記録をする。

エ いじめ当該児童生徒への聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定をする。

オ 学校全体でいじめ防止対策に取り組むために校内指導体制を定める。(別紙2)

4 いじめの未然防止、早期発見、対処の取り組み

(1) 未然防止

ア 教育活動全体を通じて、以下の点に注意して指導を行う。

(ア) 心の通う人間関係を構築する能力を養う。

(イ) いじめの背景にあるストレスチェックと発散を行う。

(ウ) 自己有用感や充実感を感じることができる学校生活づくりを行う。

(2) 早期発見

- ア 児童生徒のささいな変化に気づくことができるように教員の資質を高める。ささいな変化に気づくためのチェックリストを用いてチェックをする。(別紙3)
- イ 遊びやふざけ合いのように見えるいじめのささいな兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って、的確に関わり、認知に努める。
- ウ 定期的なアンケート調査(児童生徒の実態に応じて、個別の面談でも可能)、電話相談窓口の周知など児童生徒がいじめを訴えやすい環境の整備に努める。

(3) 対処

- ア いじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- イ いじめ防止委員会を開き、情報を共有し、組織的に対応する。(別紙4)
- ウ 家庭や教育委員会に連絡、相談をして情報を共有する。また、事案に応じて関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局など)と連携をとる。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じたと疑いがあると認める事案である。
- イ いじめにより児童生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事案である。
- ウ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった事案である。

(2) 対処

- ア 直ちに三重県教育委員会に報告する。
- イ 三重県教育委員会が紹介した専門家と連携して、調査や対処をする。
 - (ア) 三重県教育委員会が調査の主体となる場合は、三重県教育委員会のもとに置く『付属機関』が調査を行う。おわせ分校のいじめ防止委員会は調査協力を行う。
 - (イ) おわせ分校が主体となる場合は法第22条に基づき、いじめ防止委員会が組織の母体となり、調査を行う。

6 本方針の見直しと公表

本方針は、学校や生徒の実情に合わせて定期的に見直しを行うほか、家庭や地域との連携を図るため、ホームページで公開し、学校関係者評価委員会やPTA総会、保護者会等あらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信を図るものとする。